

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第十二条第一項に規定する登録試験検査機関が試験検査の業務の全部を廃止する旨の届け出があった旨を公示する件

厚生労働省告示第二百二十九号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第十二条第一項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた試験検査機関について、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第十二条第一項に規定する試験検査機関の登録に関する省令（平成十六年厚生労働省令第六十一号）第九条第一項の規定により、試験検査の業務の全部を廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定に基づき公示する。

令和四年七月七日

厚生労働大臣 後藤 茂之

登録 番号	氏名又は名称	住所	試験検査を行う 事業所の所在地	試験検査の 区分	廃止の日
三	一般社団法人岩手県 薬剤師会	岩手県盛岡市馬 場町三番十二号	岩手県盛岡市上 堂三丁目十七番 三十七号	理化学試験	令和四年七 月一日
一二四	奈良県薬事研究セン ター	奈良県御所市六 百五番地の十	奈良県御所市六 百五番地の十	理化学試験	令和四年三 月二十九日
一二七	山口県環境保健セン	山口県山口市葵	山口県山口市葵	理化学試験	令和四年三

一六一					
株 式 会 社 工 ス ア ー ル 工 ル	タ ー				
東 京 都 新 宿 区 西 新 宿 二 丁 目 一 番 一 号	二 丁 目 五 番 六 十 七 号				
神 奈 川 県 相 模 原 市 中 央 区 田 名 塩 田 一 丁 目 三 番 十 四 号	二 丁 目 五 番 六 十 七 号				
理 化 学 試 験					
令 和 四 年 三 月 三 十 一 日	月 二 十 九 日				